

入札契約制度の当面の改善策についての実施方針

都は、価格と品質のバランスのとれた入札契約制度の実現に向けて、これまで様々な改革に取り組んできたが、建設事業者間の受注競争が激化する中で、過度な低価格競争や入札不調が増加するなど、近年の入札契約制度を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況の変化に的確に対応できる新たな制度改革に取り組むため、今年 6 月に「入札契約制度改革研究会」を設置し、検討を重ねてきたが、このほど、同研究会より、直ちに取り組むべき当面の課題等について提言を受けた。

都は、提言を踏まえ、入札契約制度の当面の改善策について、下記のとおり実施方針を定め、早急に実施していくこととする。

記

1 希望制指名競争入札における透明性・競争性の向上と品質の確保策

○ 指名業者数の拡大による入札手続きの透明性等の向上

入札参加希望者が多数の場合には、指名者数を一律 10 者に制限するのではなく、指名基準の範囲内で弾力的に対応する。(平成 20 年 10 月より試行実施)

○ 工事成績などを重視した業者指名による工事情質の向上

施工困難工事や技術力を要する工事の追加指名は、工事情質を確保する観点から工事成績上位者から指名を行っていく。(平成 20 年 10 月より試行実施)

2 入札不調の解消策

○ 積算単価の改正サイクル短縮による市場実態にあった予定価格の設定

主要資材の積算単価は、毎月価格調査を行い、一定以上の価格変動があった場合は改正を行う。(平成 20 年 10 月より実施)

○ 工事施工の条件、発注者と受注者の責任負担の一層の明確化

仕様書に施工条件を明確に記載するとともに、施工条件の明示の仕方や実際の工事において施工条件に変更が生じた場合の取扱いについて、ガイドライン等を作成する。(施工条件の明確化：平成 20 年 11 月より試行実施、ガイドラインの作成：平成 21 年 3 月予定)

○ 契約制度や工事に関して建設業界と意見交換する場の拡充

契約制度や工事实態に関して意見交換等を行う機会を定期的に設ける。(平成 20 年 10 月以降実施)

○ 工事平準化を図るため、起工・契約・予算などの事業執行手続を改善

工事発注の前倒しや、債務負担行為を引き続き活用することにより、工事施行時期の平準化を図る。(平成 21 年 4 月より実施)

○ 監理技術者の確認要件の緩和

事業者の入札参加機会を拡大するため、従来は入札参加申込時に行っていた監理技術者の確認を入札時に変更する。(平成 20 年 11 月より試行実施)

3 過度の低価格競争の抑制策

○ 総合評価方式を適用する工事件数の拡大

当面、総合評価方式を適用する工事を、全工事の 2 割程度を目標として段階的に拡大していく。(平成 21 年 4 月より実施)

○ 実態に即した最低制限価格等の基準と適用上限の設定

契約内容に適合した履行、工事品質の確保を価格面から担保するため、最低制限価格等の算出基準を新たな基準を設けるとともに適用上限(*)を予定価格の 80%から 85%に引上げる。(平成 20 年 11 月より試行実施)

※最低制限価格は、工事件数ごとに予定価格の 8/10 から 2/3 の範囲内で定めることとしており算出基準により計算された額が、最低制限価格の範囲の上限の 8/10 を超える場合は、上限である 8/10 を最低制限価格としている。

入札契約制度の改善策についての実施方針（概要）

○ 透明性・競争性の向上と品質の確保策

研究会の第一次提言		都の改善策	実施時期	試行範囲
提言 1	指名業者数の拡大による入札手続きの透明性等の向上	入札参加希望者が多数の場合には、指名者数を一律10者に制限するのではなく、指名基準の範囲内で弾力的に対応する	20年10月 【試行実施】	財務局 発注工事
提言 2	工事成績などを重視した業者指名による工事品質の向上	施工困難工事や技術力を要する工事の追加指名は工事成績上位者から行う	20年10月 【試行実施】	財務局 発注工事

○ 入札不調の解消策

研究会の第一次提言		都の改善策	実施時期	試行範囲
提言 3	積算単価の改正サイクル短縮による市場実態にあった予定価格の設定	主要資材の積算単価は、毎月価格調査を行い、一定以上の価格変動があった場合は改正を行う	20年10月	—
提言 4	工事施工の条件、発注者と受注者の責任負担の一層の明確化	仕様書に施工条件を明確に記載するとともに、施工条件の明示の仕方や実際の工事において施工条件に変更が生じた場合の取扱について、ガイドライン等を作成する	20年11月 【試行実施】 (施工条件の明確化) 21年3月 (ガイドライン作成)	—
提言 5	契約制度や工事に関して建設業界と意見交換する場の拡充	契約制度や工事实態に関して意見交換等を行う機会を定期的に設ける	20年10月以降	—
提言 6	工事平準化を図るため、起工・契約・予算などの事業執行手続を改善	工事発注の前倒しや、債務負担行為を引き続き活用することにより工事施工時期の平準化を図る	21年4月	—
提言 7	監理技術者の確認要件の緩和	事業者の入札参加機会を拡大するため、従来は入札参加申込時に行っていた監理技術者の確認を入札時に変更する	20年11月 【試行実施】	財務局 発注工事

○ 過度の低価格競争の抑制策

研究会の第一次提言		都の改善策	実施時期	試行範囲
提言 8	総合評価方式を適用する工事件数の拡大	当面、総合評価方式を適用する工事を、全工事の2割程度を目標として段階的に拡大していく	21年4月	—
提言 9	実態に即した最低制限価格等の基準と適用上限の設定	契約内容に適合した履行、工事品質の確保を価格面から担保するため、最低制限価格等の算出基準を新たに設けるとともに、適用上限を予定価格の80%から85%に上げる	20年11月 【試行実施】	全工事